住宅性能証明手数料

2015/04/01

一戸建て住宅（消費税含む）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">省エネルギー性</th><th colspan="2">耐震性・免震建築物</th><th colspan="2">バリアフリー性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">新築住宅
床面積
50㎡以上
240㎡以
下</td><td rowspan="2">種別</td><td colspan="2" rowspan="2">断熱等性能等級4
又は
一次エネルギー費量等級4以上が確認できる証明書等</td><td colspan="2" rowspan="2">耐震等級2以上が確認できる証明書等</td><td colspan="2" rowspan="2">高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td>有</td><td>無</td><td>有</td><td>無</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>25,000円</td><td>50,000円</td><td>35,000円</td><td>60,000円</td><td>25,000円</td><td>40,000円</td></tr>
<tr><td>検査</td><td colspan="2">①内装下張り直前工事完了時
②完了時</td><td colspan="2">①基礎配筋時
②躯体完了時
③完了時</td><td colspan="2">①完了時</td></tr>
</table>

（再検査　15,000円／回）

※ 耐震性に関する審査では建築基準法に基づ検査済証の提出を受けた場合、完了時の検査は行わなくてもよい。

認定長期優良住宅建築証明手数料

一戸建て住宅（消費税含む）

区分	金額（消費税含む）	
新築住宅 50㎡以上240㎡以下	現地確認（検査）が省略できるもの。	10,000円
	現地確認（検査）を要するもの。	20,000円

※現地確認（検査）を要するものとは、下記のいずれかの一つに該当する場合

① 建築士法施行規則第17条の15に規定する工事監理報告書が無い場合。

② 当該認定長期優良住宅が建築確認を要しない建築物に係るものの場合。

③ 当該認定長期優良住宅について、当機関が、長期優良住宅建築等計画にか かる技術審査を行っていない場合（登録住宅性能評価機関として、建設住宅性能評価をしている場合を除く。

広島県東部建築確認センター